

1 国会の召集及び会期

- 令和3年には、第204回国会（常会）、第205回国会（臨時会）、第206回国会（特別会）及び第207回国会（臨時会）が召集された。
- 第204回国会は、令和3年1月18日に召集され、会期は6月16日までの150日間であった。
- 第205回国会は、10月4日に召集され、会期は10月14日までの11日間であり、14日に衆議院が解散された。
- 第206回国会は、11月10日に召集され、会期は11月12日までの3日間であった。
- 第207回国会は、12月6日に召集され、会期は12月21日までの16日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第204回国会（常会）】

第204回国会は、令和3年1月18日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、菅内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

この国会では、令和2年から引き続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策が大きな課題となった。年初の1月7日には、2回目となる新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が東京都などに発出され、その後、一旦解除されたが、再び感染が拡大し、新たに設けられたまん延防止等重点措置が、4月5日から大阪府などで、その後、東京都などで実施された。しかしながら、4月23日には、3回目となる緊急事態宣言が東京都などに発出されるなど感染の拡大が続いた。他方で感染拡大に対する切り札とされるワクチンの接種は、2月からの医療従事者への先行接種、3月からの医療従事者への優先接種及び4月からの高齢者への優先接種と順次開始され、その後、一般の接種も始まり、また、自衛隊による大規模接種、職場や大学などにおける職域接種も行われるなど、接種の加速が図られた。国会では、感染拡大防止の在り方や医療提供体制への懸念、ワクチンの確保や接種計画、加速化、新型インフルエンザ等対策特措法等改正案の罰則の適否などについて多くの議論が交わされ、また、国民生活や国民経済に及ぼす影響も引き続き深刻であることから、雇用や生活、事業を維持するための助成金、支援金や給付金、協力金などの必要性が訴えられたほか、1年延期されていた東京オリンピック・パラリンピック開催の是非も論点となった。

この国会で成立した主要な法律案としては、企業のデジタルトランスフォーメーションやカーボ

ンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設などを行う「所得税法等改正案」、後期高齢者医療の窓口負担割合について、一定の所得以上である被保険者は2割とするなど、全世代対応型の社会保障制度を構築するための措置を講ずる「健康保険法等改正案」、デジタル社会の形成に関し、基本理念や施策の策定に係る基本方針などを定める「デジタル社会形成基本法案」を始めとするデジタル改革関連5法案、2050年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念の新設などを行う「地球温暖化対策推進法改正案」、新型コロナウイルス感染症対策の推進を図るため、まん延防止等重点措置の創設などを行う「新型インフルエンザ等対策特措法等改正案」、また、平成30年の第196回国会から継続審査となっていた、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整える措置を講ずる「憲法改正国民投票法改正案」などがある。

このほか、東北新社やNTTによる総務省幹部接待問題、選択的夫婦別氏（いわゆる夫婦別姓）問題、福島第一原発事故処理水の海洋放出、参議院広島選挙区における公職選挙法違反、政治とカネの問題、名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案、ミャンマー情勢、森友学園問題に関連するいわゆる赤木ファイルの存否や開示なども議論された。また、バイデン新大統領との首脳会談のため4月に訪米した菅総理の報告に対する質疑も行われ、日米安全保障や防衛協力をめぐる問題、気候変動対策、新型コロナウイルスワクチンの供給、中国や北朝鮮との関係などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

1月18日、衆参両院の本会議において、菅内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、西村経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。**【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（43ページ）参照】**

菅内閣総理大臣は、冒頭、政権を担って4か月、困難に立ち向かい、我が国を前に進めるために全力で駆け抜けてきたと訴え、そうした中で追い求めてきたものは、国民の「安心」そして「希望」であると述べた。

まず、「新型コロナウイルス対策」について、国民の命と健康を守り抜くとして、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させることを表明し、この闘いの最前線に立って難局を乗り越える決意を示した。緊急事態宣言の発出については、効果的な対象に徹底的な対策を行っているとし、飲食店への協力金を引き上げ、営業時間の短縮を徹底するとした。また、テレワークの7割実施や不要不急の外出・移動の自粛、イベントの人数制限などにより、緊急事態宣言のレベルとされる「ステージⅣ」を早急に脱却する考えを示した。新型インフルエンザ等対策特措法の改正については、罰則や支援を規定し、飲食店の営業時間短縮の実効性を高めるとし、また、ワクチンの接種については、安全性・有効性の審査を行い、接種体制を確保した上で、2月下旬までには開始できるよう準備すると述べた。医療体制の確保については、医療機関に派遣される医師などへの支援額倍増や病床確保のための助成、保健所への応援派遣の増員などに言及するとともに、自衛隊の医療チームも投入できるよう体制を整えているとした。さらに、暮らしと雇用を守るとし、それが政治の責務であるとの強い決意を示した。具体的には、低所得のひとり親世帯への支援、緊急小口資金の返済免除特例の延長、雇用調整助成金の支給特例の延長や支給対象の拡大などを挙げ、また、女性が顕著な増加傾向にある自殺については相談体制を強化し、児童虐待については児童福祉司の体制強化や組織の連携による早期発見に努めるとし、さらに、困窮学生への修学支援や氷河期世代の就職支援にも言及した。

次に、「東日本大震災からの復興、災害対策」として、発災から10年となる東日本大震災からの復興については、福島に「創造的復興の中核拠点」となる国際教育研究拠点を設立するなどとし、福島の本格的な復興・再生、東北復興の総仕上げに全力を尽くすとした。災害対策・国土強靱化につ

いては、災害発生時には速やかに対応し、防災・減災、国土強^{じん}靱化を進め、ハードとソフトの対策により命を守ると述べた。また、暮らしの安全・安心については、ストーカー行為規制法や銃刀法の改正に言及するとともに、ネット通販のトラブルやSNSの誹^{ひぼう}謗中傷にも取り組む考えを示した。

続いて、「我が国の長年の課題に答えを」として、国民の「希望」を実現する決意を表明した。ポストコロナの時代においても、我が国経済が再び成長し、世界をリードしていくため、菅内閣は、行政の縦割りや既得権益、前例主義を打ち破り、未来を切り^{ひら}き、困難な課題にも答えを出すとした。地方の所得の引上げを国全体の活性化につなげ、持続的な発展のために成長志向の政策運営を続けると述べ、次の成長の原動力は「グリーン」と「デジタル」であると訴えた。

グリーン社会の実現については、2050年カーボンニュートラルを宣言したところであり、環境対策は産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵となるもので、2兆円の基金創設や最大10%の税額控除を行い、野心的イノベーションに挑戦する企業を支援することで最先端技術の開発・実用化を加速するとした。また、再生可能エネルギーの大胆な拡充やダム発電の効率化、安全最優先の原子力政策の推進にも言及し、2035年までに新車販売の電動車100%化を実現する考えを示した。さらに、環境投資のための金融市場の枠組みづくりなど、グリーン成長戦略実現により、2050年には年額190兆円の経済効果と大きな雇用創出が見込まれると強調した。デジタル改革については、まず、デジタル庁が国全体のデジタル化を主導すると述べ、自治体のシステムを統一・標準化し、業務の効率化と住民サービスの向上を徹底すると明言した。具体的には、マイナンバーカードの普及や行政機関が保有するデータの利活用、デジタル職公務員採用の検討、教育のデジタル化やオンライン行政手続の推進、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるための支援、民間企業のデジタル投資の税制支援などを挙げた。また、ポスト5G、6Gに向けた通信規格の国際ルールづくりを主導し、フロントランナーを目指すとした。さらに、身近な情報通信利用について、放送番組のインターネット同時視聴及びNHKの業務効率化と受信料引下げの方針を示した。

イノベーションについては、はやぶさ2のカプセル帰還を歴史的成果であると称賛しつつ、20年近く続く我が国の研究力低迷は深刻な事態であるとして、10兆円規模の大学ファンドによる若手研究人材育成などの基盤整備を行い、世界トップレベルの成果を上げる自律した大学経営を促す考えを示した。我が国企業の成長については、次の成長を担う中小・ベンチャー企業が育つ環境づくりが課題であるとし、資金繰り、持続化補助金、手形払い慣行の見直しなど中小企業への支援を続け、中堅企業への成長、海外市場への挑戦を後押しするとした。また、最低賃金の引上げ、労働移動の促進、女性や外国人などの管理職登用目標の公表などコーポレートガバナンス改革による企業価値の向上を進める方針を示した。さらに、国際金融拠点については、金融を突破口にビジネスを行う場として魅力的な国を目指すとして述べ、外国人への課税の見直しや在留資格の特例に言及した。

「地方への人の流れをつくる」として、全国の消費額の7割は地方であると述べ、地方の所得の引上げ、消費の活性化を訴えた。まず、農業を成長産業にすることについては、我が国の農業には大きな可能性があり、農産品の輸出重点品目を選定して国別に目標金額を設定し、産地を支援するなど、農林水産業を成長産業とする改革を進める意欲を示した。観光立国については、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を目指し、魅力ある地方づくりなどを推進するとして、アイヌ文化・歴史を伝えるウポポイや、美ら海水族館などへのアクセスを改善する名護東道路に言及した。規制改革を通じた一極集中の是正については、コロナ禍で地方への関心が高まっていることから、地方でも都会と同様の労働・生活環境をつくり、都会から地方への人の流れを生み出す方針を示した。具体的には、光ファイバーによるテレワーク環境の整備や交付金などによる移住の促進、押印を廃止しての行政手続や診療・服薬指導などのオンライン化、地域の中堅・中小企業への大企業経験者の人材紹介、地域金融機関の経営基盤強化などを挙げ、ふるさと納税や企業版ふるさと納税も

地方の活性化につなげたいとした。

「少子化対策と社会保障の将来」について、世界に冠たる社会保障制度を次の世代に引き継ぐことは現在の世代の責任であるとして、給付は高齢者、負担は現役世代という構造を見直し、全ての人が安心できる社会保障改革を進めることを表明した。子育て支援については、最大の課題は少子化であるとして、不妊治療の保険適用や不妊治療休暇を導入する中小企業への支援、不育症の検査費用の助成などを進めるとし、待機児童問題については、4年で14万人分の保育の受皿を整備して最終的な解決を図る考えを示し、また、男性の1か月以上の育児休暇・育児休業の取得を進める考えを示した。小学校を35人学級化し、きめ細かい教育を実現するとした。さらに、女性の登用拡大や女性に対する暴力根絶などに全力で取り組み、女性が輝く令和の社会をつくると述べた。社会保障改革については、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合を高めることにより、若い世代の負担を軽減するとし、また、毎年の薬価改定による薬価引下げにより国民負担の軽減が実感できるようになったと成果を示し、介護報酬や障害福祉サービスなどの報酬引上げ、デジタル化や介護ロボットの導入支援により、現場の処遇改善や生産性向上を図る方針を示した。さらに、働く重度障害者への介助支援などにより、障害者や難病者が活躍できる社会をつくると述べた。

「外交・安全保障」については、まず、多国間主義について、これを重視し、「団結した世界」の実現を目指し、ポストコロナの国際秩序づくりに指導力を発揮すると述べ、世界の脱炭素化の前進、「信頼性のある自由なデータ流通」のためのルールづくりの加速やWTO改革の推進、TPP議長国としての議論主導を挙げた。日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」については、日米同盟は我が国外交・安全保障の基軸であり、地域及び国際社会の自由、平和、繁栄の基盤であるとして、日米の結束を更に強固にするとともに、抑止力を維持しつつ、沖縄の基地負担軽減、普天間飛行場の全面返還及び辺野古沖への移設を進めるとした。また、インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた秩序の形成に取り組む考えを示した。我が国防衛と経済安全保障については、ミサイル防衛の整備や抑止力強化の検討を進め、安全保障上の観点から、国土の不適切な所有、利用を防ぐ新法を制定する方針を明らかにした。近隣外交については、まず、北朝鮮について、拉致問題に全力を尽くすとし、金正恩委員長と直接向き合い、諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を目指すとした。また、中国について、両国間には様々な懸案が存在するとした上で、具体的な行動を求め、共通の諸課題の解決に向けて連携するとし、ロシアについて、諸合意を踏まえて北方領土問題の交渉を進め、日露関係全体の発展を目指すとした。さらに、ASEANは戦略的パートナーであり、友人であるとし、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて協力を進めるとし、韓国との関係について、非常に厳しい状況にあり、適切な対応を求めていくと述べた。

おわりに、憲法について、政治家が責任に向き合い、憲法審査会において議論を深め、国民的議論につなげていくことに期待を示した。安定的な皇位継承については、衆参両院の委員会の附帯決議の趣旨を尊重して対応するとした。東京オリンピック・パラリンピックは、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った^{あかし}証、東日本大震災からの復興を発信する機会として、万全な感染対策の下に実現すべく準備を進める決意を示した。「安心」と「希望」に満ちた社会の実現のためには、国民の信頼が不可欠であると述べ、「桜を見る会」をめぐる答弁に事実と異なるものがあつたとして謝罪した。最後に、衆議院議員初当選の際に当時の梶山静六官房長官から言われた、大変な時代に政治家になったのだから、政策の必要性を国民に説明し、理解をしてもらわねばならない、そして、これからが日本の正念場であり、国民の食いつちをつくっていくのが仕事だ、という二つを政治信条としてきたと述べ、「国民のために働く内閣」として全力を尽くすと結んだ。

これに対する代表質問は、1月20日及び21日の両日行われ、新型コロナウイルス感染症関連では、緊急事態宣言の発出、感染拡大防止や医療体制の逼迫、助成金、支援金や給付金など雇用や生活の維持、事業の継続のための支援、医療従事者など感染症対策の第一線にある人々への支援、ワクチ

ンの接種、G o T o キャンペーンの在り方、新型インフルエンザ等対策特措法等改正案の罰則の適否などが、また、脱炭素社会とエネルギー政策、デジタル化推進に係る課題、憲法改正、高齢者の医療費負担増をめぐる問題、東京オリンピック・パラリンピックの開催、震災復興、政治とカネ、米国及び近隣諸国との関係などが議論された。

参議院においては、同月21日及び22日に代表質問が行われた。

令和2年度第3次補正予算及び令和3年度総予算審議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現及び防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を進める「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）の実行等のための令和2年度第3次補正予算は、1月22日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、同委員会の審査を経て、同月26日の本会議において可決され、同月28日の参議院本会議において可決、成立した。

令和2年度第3次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染症危機管理体制や保健所体制の整備等によって感染拡大防止に万全を期するとともに、予期せぬ状況変化への備えとして、5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、また、将来を切り拓くため、デジタル社会、グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていくと同時に、歳出全般にわたり見直しを行い、一般歳出等について、新経済・財政再生計画の目安を達成するなど、歳出改革の取組を継続する令和3年度総予算は、1月22日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、集中審議、公聴会、分科会を含む同委員会の審査を経て、3月2日の本会議において、記名投票の結果、可決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、第3-14予算委員会（288ページ）参照】

主な議案の審議

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設け、あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行う「所得税法等改正案」が1月26日、内閣から提出された。同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、3月2日の本会議で可決され、同月26日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(2)税制関係（22ページ）参照】

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し、保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し及び未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置の導入等の措置を講ずる「健康保険法等改正案」が2月5日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、5月11日の本会議で可決され、6月4日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(3)医療保険関係（24ページ）参照】

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める「デジタル社会形成基本法案」及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること等を任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「デジタル庁設置法案」などデジタル改革関連5法案が2月9日、内閣から提出された。これら5法案は、内閣委員会の審査を経て、4月6日の本会議で可決、又は修

正議決され、5月12日の参議院本会議可決、成立した。**【詳細は、第1-2(4)デジタル改革関係(26ページ)参照】**

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念を新たに定めるとともに、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の実施に関し市町村の認定を受けた事業者に対する温泉法、廃棄物処理法等に基づく手続についての特例措置の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講ずる「地球温暖化対策推進法改正案」が3月2日、内閣から提出された。同法律案は、環境委員会の審査を経て、4月27日の本会議で可決され、5月26日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(5)地球温暖化対策関係(32ページ)参照】**

新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる「新型インフルエンザ等対策特措法等改正案」が1月22日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、2月1日の本会議で修正議決され、同月3日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(6)新型コロナウイルス感染症対策関係(34ページ)参照】**

平成30年の第196回国会から継続審査となっていた、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるための措置を講ずる「憲法改正国民投票法改正案(逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号)」は、国は、法律の施行後3年を目途に、国民投票の公平及び公正を確保するための事項等について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするとの修正が行われるなど、憲法審査会の審査を経て、5月11日の本会議で修正議決され、6月11日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(7)憲法改正手続関係(38ページ)参照】**

継続審査となった主な議案としては、難民認定手続中の送還停止の見直しなどを行う「出入国管理及び難民認定法等改正案」やNHK受信料引下げの原資に充てる還元目的積立金制度の整備等を行う「放送法改正案」などがある。

決議案としては、「総務大臣武田良太君不信任決議案」が3月31日提出され、翌4月1日の本会議において否決、「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」が6月7日提出され、翌8日の本会議において可決、「菅内閣不信任決議案」が6月15日提出され、同日の本会議において否決された。

新型コロナウイルス感染症関連

召集前の1月7日、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を対象に新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出され、また、同月13日、緊急事態措置を実施すべき区域に、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県及び栃木県の7府県が追加されることとなり、両日とも議院運営委員会において、西村国務大臣(新型インフルエンザ等対策特措法に関する事務を担当する国務大臣)から、それぞれ事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

召集後においても、緊急事態宣言に基づく緊急事態措置や新型インフルエンザ等対策特措法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)の実施、また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、以下のとおり、事前報告あるいは報告を聴取した後、委員から発言があった。

2月2日、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣から、緊急事態措置を実施すべき区域から栃木県を

除外し、10都府県に変更するとともに、実施すべき期間を3月7日まで延長する旨の事前報告。

同月12日、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置についての報告。

同月26日、西村国務大臣から、緊急事態措置を実施すべき区域から岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除外し、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県に4都県に変更する旨の事前報告。

3月5日、西村国務大臣から、4都県について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長する旨の事前報告。

同月18日、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣から、3月21日をもって、4都県の緊急事態措置を終了する旨の事前報告。

4月1日、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとし、実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする旨の報告。

同月9日、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加えるとともに、東京都においては期間を4月12日から5月11日までとし、京都府及び沖縄県においては期間を4月12日から5月5日までとする旨の報告。

同月16日、西村国務大臣から、まん延防止重点措置を実施すべき区域に、期間を4月20日から5月11日までとし、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える旨の報告。

同月23日、西村国務大臣から、緊急事態宣言を、4月25日から5月11日までを期間として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出するとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、4月25日から5月11日までを期間として、愛媛県を加え、また、宮城県及び沖縄県における実施すべき期間を5月11日まで延長する旨の事前報告。

5月7日、西村国務大臣から、5月12日以降、緊急事態措置を実施すべき区域に愛知県及び福岡県を加えるとともに、実施すべき期間を5月31日まで延長し、あわせて、5月9日から5月31日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については宮城県を除外するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県について、実施すべき期間を5月31日まで延長する旨の事前報告。

同月14日、西村国務大臣から、5月16日から5月31日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に北海道、岡山県及び広島県を加えるとともに、5月16日から6月13日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県及び熊本県を加える旨の事前報告。

同月21日、西村国務大臣から、5月23日から6月20日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に沖縄県を加えるとともに、5月23日以降、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から愛媛県を除外する旨の事前報告。

同月28日、西村国務大臣から、5月31日までとしている9都道府県における緊急事態措置を実施すべき期間並びに5県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を6月20日まで延長する旨の事前報告。

なお、6月10日の議院運営委員会理事会においては、西村国務大臣から、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもって措置を終了する旨の報告の聴取のみ行われた。

閉会後においても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、議院運営委員会において事前報告の聴取等が行われた。**【詳細は、第204回国会閉会後（9ページ）参照】**

また、衆議院における新型コロナウイルス感染症対策としては、召集前の1月13日の議院運営委員会理事会において、マスクの着用などの感染予防、本会議及び委員会の出席や採決、院内参観などについて従前どおりの措置を講ずることとされたほか、議員は感染の疑いがある場合には率先してPCR等の検査を受検することとされた。

その他

2月5日、NHKから自国民を守る党が党の名称を「NHK受信料を支払わない方法を教える党」に変更した。

4月2日、議院運営委員会において、加藤内閣官房長官から、内閣提出法律案及び条約の再点検の結果、条文の誤りが4本12件、参考資料の誤りが22本122件あり、所管府省庁等は13に及んだこと等について報告を聴取した後、委員から発言があった。

5月17日、NHK受信料を支払わない方法を教える党が党の名称を「古い政党から国民を守る党」に変更した。

会期末

会期終了日の6月16日、本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、第204回国会は閉会した。

成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が62件、議員提出法律案が22件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、内閣提出法律案では、市町村長による避難のための立退きの勧告及び指示を指示に一本化するなど、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る「災害対策基本法等改正案」、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる「子ども・子育て支援法等改正案」、18歳及び19歳の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特例等の規定を整備するなど、保護事件及び刑事事件等の特例を設ける「少年法等改正案」、男性が、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得することができる柔軟な枠組みを創設するなど、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、所要の規定の整備等の措置を講ずる「育児・介護休業法等改正案」、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる「国家公務員法等改正案」、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るための措置を講ずる「産業競争力強化法等改正案」、通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するなど、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るための措置を講ずる「特定商取引法等改正案」、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するための措置について定める「重要施設周辺土地等調査・利用規制等法案」などがある。

議員提出法律案では、わいせつ教員に対する教育職員免許の再授与は、改善更生の状況などその後の事情により適当であると認められる場合に限り認められることなど、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進する「教育職員性暴力等防止法案」（文部科学委員長提出）、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置しようとする「災害時船舶活用医療整備法案」（災害対策特別委員長提出）、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める「特定患者等郵便投票特例法案」（逢沢一郎君外5名提出）などが、また、参議院議員提出法律案としては、平成27年及び同30年に参議院議員提出により成立した改正法により、公職

選挙法の条文に誤りが生じていることから、これを訂正する「公職選挙法改正案」、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設等を行う「政治分野男女共同参画推進法改正案」がある。

また、今国会で承認された条約は、我が国や東南アジア諸国連合の構成国など15か国の間で経済上の連携のための法的枠組みについて定める「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」など11件であった。

第204回国会閉会后

6月17日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、緊急事態措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県を6月20日をもって除外し、区域を沖縄県のみに変更するとともに、期間を7月11日まで延長し、除外したうちの北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置の対象とし、また、まん延防止等重点措置を実施している5県についても、埼玉県、千葉県及び神奈川県については、期間を7月11日まで延長し、岐阜県及び三重県については、6月20日をもって措置を終了する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月28日、古い政党から国民を守る党が党の名称を「嵐の党」に変更した。

7月7日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

翌8日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、緊急事態措置については、7月12日以降、沖縄県に加え、東京都を追加するとともに、期間を8月22日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長するとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月14日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同月16日、立憲民主党、日本共産党、国民民主党及び社会民主党の衆議院議員136名から菅内閣総理大臣宛の臨時国会召集要求書が提出された。

同月21日、嵐の党が党の名称を「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」に変更した。

同月28日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同月30日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置が実施されている埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を緊急事態措置の対象とし、あわせて、京都府、兵庫県、北海道、石川県及び福岡県をまん延防止等重点措置の対象とするとともに、これらの措置の実施すべき期間を、8月22日まで緊急事態措置の対象とされている東京都及び沖縄県を含め、8月31日までとする旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

8月4日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

翌5日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加えるとともに、その期間を8月8日から8月31日までとする旨の報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月17日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置が実施されている茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を緊急事態措置の対象とし、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県をまん延防止等重点措置の対象とするとともに、これらの措置の期間を8月20日から9月12日までとし、また、緊急事態措置の対象となっている6都府県及び引き続きまん延防止等重点措置の対象となる6道県の期限についても9月12日まで延長する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

翌18日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同月25日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

同日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、まん延防止等重点措置が実施されている北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を緊急事態措置の対象とし、また、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県をまん延防止等重点措置の対象とし、各措置の対象区域に追加した上で、その期間を8月27日から9月12日までとする旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

9月3日、菅内閣総理大臣は、会見において、新型コロナ対策に専念したいとして、同月29日に行われる自由民主党総裁選挙に立候補しない意向を表明した。

同月9日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、緊急事態措置を実施している区域のうち、宮城県及び岡山県については、緊急事態措置の対象から除外し、まん延防止等重点措置の対象とするとともに、まん延防止等重点措置を実施している12県のうち、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県については、期限どおり同措置の対象から除外することとし、その他の6県については、引き続き同措置の対象とした上で、各措置の期間については、9月30日まで延長する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月15日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

同月28日、議院運営委員会において、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣から、緊急事態措置の対象となっている19都道府県について、期限どおり9月末をもって緊急事態措置を終了し、まん延防止等重点措置の対象にもしないこととするとともに、まん延防止等重点措置の対象となっている8県についても、9月末の期限をもって同措置を終了する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月29日、自由民主党総裁選挙が行われ、岸田文雄議員が総裁に選出された。

【第205回国会（臨時会）】

第205回国会は、令和3年10月4日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が10月14日までの11日間と議決された後、菅内閣総辞職決定に伴う内閣総理大臣指名の投票が行われた。記名投票の結果、岸田文雄君311、枝野幸男君124、片山虎之助君11、玉木雄一郎君11、高市早苗君1で、岸田文雄君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においても、岸田文雄君が内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て岸田内閣が発足した。同月8日には、本会議において、文部科学委員長の辞任が許可され、既に、内閣委員長及び安全保障委員長が欠員となっていることに伴い、内閣委員長外2常任委員長の選挙が行われた後、引き続き、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。



内閣総理大臣の指名（令和3年10月4日）

所信表明演説及び代表質問

10月8日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。【**所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-2（76ページ）参照**】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、新型コロナウイルスで亡くなった方々及び遺族へ哀悼の意を、闘病者へお見舞いの気持ちを表するとともに、医療などの現場を支える人々や感染対策に協力している事業者、国民への謝意を表明した。その上で、新型コロナとの闘いは続いているとし、この国難を国民と共に乗り越え、新時代を切り拓き、心豊かな日本を次の世代に引き継ぐため、全身全霊を捧げる覚悟であると訴えた。

続いて、自分のノートには、国民が直面する不安や困難、孤独など切実な声があふれていると述べ、求められているのは、このような声を踏まえ、政策を断行していくことであると強調し、新型コロナ対応に万全を期するとともに、新しい資本主義の実現を目指し、新しい経済社会のビジョンを示すとした。

さらに、困難な課題に挑戦するには、信頼と共感を得られる政治が必要であると述べ、全閣僚に車座対話を指示するなど、国民との対話を大切にし、多様性が尊重され、全ての人生きがいを感ぜられる社会を目指すことを表明した。危機により人の格差や分断が拡大していると同時に、家族や仲間との絆の大切さに改めて気付かされたとし、絆の力を呼び起こすことが、自分の使命であると訴えた。

第一の政策は、まず、新型コロナ対応であると明言し、常に最悪の事態、様々な事態を想定し、安心確保に取り組むとして、病床と医療人材の確保、在宅療養者対策を徹底する方針を示した。加えて、全希望者へのワクチンの2回接種、3回目接種を進め、経口治療薬の年内実用化を目指すとともに、電子的なワクチン接種証明の活用、予約不要の無料検査の拡大に取り組むとした。また、司令塔機能の強化や人流抑制、医療資源確保のための法改正、国産ワクチンや治療薬の開発など、危機管理を抜本的に強化する方針を示すとともに、事業規模に応じた給付金、非正規や子育て世帯などへの給付金など経済支援も実行すると明言した。

第二の政策は、新しい資本主義の実現であるとし、経済政策について述べた。マクロ経済運営については、デフレから脱却し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める考え

を示した。危機に対し必要な財政支出は躊躇なく行い、経済あつての財政であると強調しつつ、財政健全化にも取り組むとした。その上で目指すのは、新しい資本主義の実現であると訴え、世界では、民主主義の中核である中間層を守り、気候変動など地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義を模索する動きが始まっているとして、我が国も、新しい資本主義を起動し、実現していこうと呼び掛けた。

コンセプトは、「成長と分配の好循環」及び「コロナ後の新しい社会の開拓」であり、成長を実現し、成長の果実の分配により、次の成長を実現する「成長と分配の好循環」のため、あらゆる政策を総動員するとした。また、科学技術の恩恵を取り込み、コロナとの共生を前提とした、新しい社会をつくり上げるときであり、この変革は地方から起こると述べ、地方には直面する社会課題や新たな技術を活用するニーズがあるとして、このビジョンの具体化を進めるため、「新しい資本主義実現会議」を創設すると表明した。

新しい資本主義を実現する車の両輪としては、成長戦略と分配戦略を挙げた。

まず、成長戦略の第一の柱は、科学技術立国の実現であると述べ、人材育成の促進、10兆円規模の大学ファンドの設置、先端科学技術の研究開発への大胆な投資、企業による未来への投資を応援する税制を行うとした。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、クリーンエネルギー戦略を策定し、推進する方針も示した。

第二の柱は、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」であると述べ、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の格差縮小のためのデジタルインフラを整備し、全ての人がデジタル化のメリットを享受できるよう取り組むとした。

第三の柱は、経済安全保障であるとし、戦略物資の確保や技術流出防止の取組を進め、自律的な経済構造を実現するとともに、強靱なサプライチェーンを構築し、また、経済安全保障を推進する法案を策定するとした。

第四の柱は、人生100年時代の不安解消であり、将来への不安が消費を抑制し、経済成長を阻害しているとして、働き方にかかわらず、セーフティネットが確保されるよう、働き方に中立的な社会保障や税制を整備し、「勤労者皆保険」の実現に取り組み、また、全世代型社会保障の構築を進める方針を示した。

一方、分配戦略の第一の柱は、働く人への分配機能の強化であると述べた。企業が、株主、従業員、取引先にとって「三方良し」の経営を行うことが重要であり、そのための環境整備を進めるとともに、下請取引に対する監督体制の強化による大企業と中小企業の共存共栄を目指し、また、賃上げを行う企業への税制支援を抜本強化するとした。

第二の柱は、中間層の拡大、少子化対策であり、中間層拡大のため、成長の恩恵を受けられていない人に対する分配機能を強化し、また、子育て世代を支えるため、教育費や住居費への支援を強化するとともに、保育の受皿整備など、子育て支援を促進するとした。

第三の柱は、看護、介護、保育などの現場で働く人たちの収入を増やすことであるとし、公的価格の在り方を抜本的に見直す考えを示した。

第四の柱は、財政の単年度主義の弊害是正であるとし、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラ整備などの国家課題に計画的に取り組むとした。

これらに加え、地方活性化に向けた基盤づくりにも積極的に投資するとした。東日本大震災からの復興に取り組み、農林水産業の高付加価値化と輸出力強化を進め、米価の大幅下落への対策も行い、防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラ整備を推進し、2025年大阪・関西万博では、未来の日本の姿を示すと述べた。また、観光業支援、文化や芸術への支援強化にも取り組む考えを示した。

第三の政策は、「国民を守り抜く、外交・安全保障」であると述べ、その要諦である世界からの「信頼」を基礎に、三つの「覚悟」をもって外交を進めると訴えた。

第一の覚悟として、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り抜き、「自由で開かれたインド太平洋」を推進するとともに、国際社会の人権問題にも取り組むことを表明した。

第二の覚悟として、我が国の平和と安定を守り抜くと述べ、我が国の領土、領海、領空、国民の生命と財産を守り抜くとし、そのために、国家安全保障戦略などを改定し、防衛能力の強化や経済安全保障などに取り組む考えを示した。日米同盟を強化し、同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄の基地負担軽減、普天間飛行場の辺野古沖移設を進めるとした。北朝鮮との間では、諸懸案の包括的な解決と国交正常化を目指すとともに、拉致問題に全力で取り組み、金正恩委員長とも無条件で直接向き合うとした。

第三の覚悟として、地球規模の課題に向き合い、人類に貢献し、国際社会を主導するとした。核軍縮・不拡散、気候変動などの課題解決に向け、我が国の存在感を高め、「核兵器のない世界」を目指し、戦争被爆国としての責務を果たす決意を表明し、また、自由貿易の旗手として、信頼性ある自由なデータ流通（DFFT）の実現のため、積極的な役割を果たすとした。中国については、安定的な関係の構築が重要であり、責任ある行動を求めつつ対話を続け、共通の課題について協力するとした。ロシアとは、領土問題を解決し、平和条約締結を含む日露関係全体の発展を目指すとした。韓国については、重要な隣国であり、健全な関係に戻すためにも、適切な対応を求めていくとした。

新しい経済対策について、新型コロナ対応に万全を期すとともに、新しい資本主義を起動させるために、総合的かつ大胆な経済対策を速やかに策定する方針を示した。

おわりに、憲法改正については、憲法審査会において建設的な議論を行い、国民的な議論が深まることを期待するとした。

そして、「早く行きたければ一人で進め。遠くまで行きたければ、みんなで進め。」ということわざを紹介し、新型コロナという見えない敵に対し、国民全員の団結力によって前進してきたと述べ、先祖代々、営々と受け継いできた、人と人とのつながりが生み出す、やさしさ、ぬくもりがもたらす社会の底力が、「この国のかたち」の原点であると訴えた。新型コロナの中にあっても、デジタル、グリーン、人工知能など新しい時代の種が芽吹いているとして、その果実を国民全員で享受していく、明るい未来を築こうと呼び掛け、国民の協力を心からお願いすると結んだ。

これに対する代表質問は、10月11日及び12日の両日行われ、新型コロナウイルス感染症関連では、生活や事業、雇用を維持するための給付金や助成金の支給、病床や人材確保など医療提供体制、ワクチン接種、今後の感染拡大防止のための取組などが、また、岸田総理大臣の掲げる「成長と分配の好循環」及び「新しい資本主義」、原子力や再生可能エネルギーなどのエネルギー政策、金融所得課税や消費税などの税制の見直し、米価下落対策などの農林水産業政策、日米地位協定や普天間飛行場の辺野古移設、グレーゾン事態などの安全保障、防災・減災及び国土強靱化、選択的夫婦別氏（いわゆる夫婦別姓）、憲法改正、拉致問題、森友学園問題などが議論された。

参議院においては、同月12日及び13日に代表質問が行われた。



岸田内閣総理大臣の所信表明演説（令和3年10月8日）

新型コロナウイルス感染症関連

衆議院における新型コロナウイルス感染症対策については、解散後を含め、引き続き、対策が行われた。

衆議院の解散

岸田内閣総理大臣は、10月4日の記者会見において、会期末の10月14日に衆議院を解散し、同月19日公示、同月31日に総選挙を行う旨を表明しており、同月14日の閣議で解散を決定した。

会期終了日の10月14日、議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。

任期満了を1週間後の10月21日に控えた解散となった。

その他

第205回国会においては、議院運営委員会、委員長及び理事互選のための9特別委員会を除き、他の委員会は開会されなかった。

前国会から継続した議案等は105件（内閣提出法律案2件、議員提出法律案89件、国会の承諾を求めるの件6件、決算その他8件）であり、法務委員会に付託された出入国管理及び難民認定法等改正案、総務委員会に付託された放送法改正案など105議案等は、いずれも委員会等において審査未了となった。今国会に提出された議案は、参議院議員提出法律案3件であり、いずれも参議院において委員会に付託されるに至らなかった。

第206回国会召集前

10月31日に行われた第49回衆議院議員総選挙で、自由民主党及び公明党は、公示前には及ばないものの、いわゆる「絶対安定多数」を上回る議席を維持した。**【詳細は、第1－3(3)第49回衆議院議員総選挙(40ページ)参照】**

11月1日、自由民主党の岸田文雄総裁と公明党の山口那津男代表は連立政権合意書に署名し、連立政権体制は継続することとなった。

同月2日、立憲民主党の枝野幸男代表は、総選挙で公示前の議席数を下回ったとして、特別会閉会日に代表を辞任する意向を表明した。

【第206回国会（特別会）】

第206回国会は、令和3年11月10日に召集された。

この国会は、先の第205回国会で衆議院が解散され、10月31日に総選挙が行われたのを受けて召集された特別国会である。

召集日の本会議において、正副議長の選挙が行われ、議長選挙の結果、細田博之君463、無効1で、細田博之君が当選し、続いて、副議長選挙の結果、海江田万里君464で、海江田万里君が当選した。

次いで、議席の指定を行い、会期を11月12日までの3日間と議決した後、議長は、議院運営委員を指名し、議院運営委員長を選挙の省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、岸田文雄君297、枝野幸男君108、片山虎之助君41、玉木雄一郎君11、吉良州司君5、山本太郎君3で、岸田文雄君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においても、岸田文雄君が内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て第2次岸田内閣が発足した。

翌11日の本会議において、議長は、議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長を除く各常任委員長を選挙の省略して指名した。次いで、憲法審査会委員を議長が指名し、情報監視審査会委員の選任について議決し、政治倫理審査会委員を議長が指名した。また、特別委員会については、前国会で設置された災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。

会期終了日の11月12日、本会議において、閉会中審査の省略等が行われ、第206回国会は閉会した。今国会に提出された議案は、衆議院議員提出法律案1件であり、継続審査となった。



第206回国会開会式

新型コロナウイルス感染症関連

衆議院における新型コロナウイルス感染症対策については、11月10日の議院運営委員会理事会において、本会議や委員会が開かれる場合のマスク着用などの感染予防、出席や採決、傍聴などへの対応、院内参観の制限、議員の感染が疑われる場合のPCR等の検査の受検などの申合せが行われた。

第206回国会閉会後

11月27日、日本維新の会臨時党大会において、代表選挙は実施しないこととされ、松井一郎代表（大阪市長）が続投することになった。

11月30日、立憲民主党臨時党大会において、代表選挙が実施され、泉健太議員が代表に選出された。

【第207回国会（臨時会）】

第207回国会は、令和3年12月6日に召集された。

召集日には、議席の指定が行われ、会期が12月21日までの16日間と議決された後、懲罰委員長の辞任が許可され、引き続き、懲罰委員長の選挙が行われ、また、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、岸田内閣総理大臣の所信表明演説及び鈴木財務大臣の財政演説が行われた。

この国会は、総選挙後に行われる初めての論戦の場となり、所信表明演説及びこれに対する代表質問に加え、令和3年度補正予算や法律案の審査も行われ、新型コロナウイルス感染症対策を始め、岸田内閣総理大臣が掲げる「新しい資本主義」や新たな経済政策、子育て世帯への臨時特別給付、国会議員の文書通信交通滞在費の問題、中国との関係など外交や安全保障、気候変動やエネルギー問題、憲法改正などが議論された。

新型コロナウイルス感染症は、8月をピークに感染者数が減少し、その後も感染状況は落ち着きを見せ、様々な制限も徐々に緩和されていった。他方で、新たな変異株の出現など、再度の感染拡大への懸念もあり、ワクチンの3回目接種や医療提供体制の確保などの対応策、生活困窮者等への給付金、雇用維持のための助成金や事業者への支援金などの支援策、また、社会経済活動の再開などについて、多くの議論が交わされた。

所信表明演説及び代表質問

12月6日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の所信表明演説及び鈴木財務大臣の財政演説が行われた。【所信表明演説及び財政演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（92ページ）参照】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、新型コロナを克服し、新しい時代を切り拓くという課題に挑み、全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会を目指す決意を表明した。そして、信頼と共感を得られる、丁寧で寛容な政治を進め、この大なる挑戦の先頭に立つ覚悟を示すとともに、みんなで協力し、国難を乗り越え、新しい時代を創り上げていこうと呼び掛けた。

次に、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、我が国の感染状況は落ち着いているとしつつ、最悪の事態を想定することが大事であるとして、新たに報告されたオミクロン株のリスク対応のために、全世界からの外国人入国停止を決断したことを表明した。これに対する批判は、自身が負い、細心かつ慎重に対応する立場を堅持するとした。その上で、感染拡大に備え、予備費を含め13兆円規模の財政資金を投入することを表明した。同時に、経済を回復させるため、厳しい状況にある人々や事業者に対しては17兆円規模の支援を行い、デジタルや気候変動問題への対応など、新たな時代を切り拓くために20兆円規模の財政資金を投入するなど、総額55兆7千億円の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を明らかにした。

続いて、「新型コロナ対応」については、第一に、医療提供体制の確保として、病床の徹底的な確保、病床利用の「見える化」及び制度を活用した連携強化により、約3万7千人の入院体制を確保したと述べた。第二に、新型コロナの脅威を引き下げるため、予防、発見から早期治療までの流れを抜本強化するとし、ワクチンの3回目接種の前倒し、無料検査の抜本的拡充、経口治療薬の年内

の薬事承認などに言及した。第三に、息の長い、感染症危機への対応体制を整備するとし、国産ワクチン、治療薬の開発・デュアルユースでの製造への5千億円規模の投資、国と地方の連携強化、迅速な薬事承認のための法整備を行うとした。さらに、健康危機に迅速・的確に対応するため、司令塔機能強化を含め、抜本的体制強化策を取りまとめる方針を示した。

「経済回復に向けた支援」については、通常に近い社会経済活動に戻るには、もう少し時間がかかると述べ、生活や事業、雇用を守るために、経済的に困難な世帯や厳しい経済状況にある学生、子育て世帯への給付金や生活困窮者への支援金拡充などへ、総額7兆円規模を投入し、事業者向けには、2兆8千億円規模の給付金により、事業復活に向けた取組を後押しするとした。ワクチン・検査パッケージ活用などにより、経済社会活動の再開に取り組むとし、新たなG o T o 事業などの消費喚起策にも言及した。同時に、感染再拡大の場合には、行動制限の強化を含め、機動的に対応すると述べた。

「未来を切り拓く『新しい資本主義』^{ひら}」については、新型コロナ危機の先に実現を目指すものであると述べ、新自由主義的な考えがもたらした格差や貧困の拡大、気候変動の深刻化という弊害に言及し、世界では、弊害を是正しながら更に成長するための新たな資本主義モデルの模索が始まっていると強調した。我が国についても成長も分配も実現する「新しい資本主義」を具体化するとし、我が国が育んできた歴史があれば、人に温かい資本主義を作れると明言するとともに、日本の底力を示そうと呼び掛けた。

「新しい資本主義の下での成長」について、まずは、成長戦略であり、大胆な投資を行うとして、イノベーション、デジタル田園都市国家構想、気候変動問題及び経済安全保障の四つについて述べた。

イノベーションについては、これを推進し、経済の付加価値創出力を引き上げるとした。上場を果たしたスタートアップの更なる成長のための上場ルールの見直しなど、スタートアップ・エコシステムの強化や、大学改革では、10兆円の大学ファンド創設、研究と経営の分離、学部や大学院の再編、大学発ベンチャーの創出などに言及した。

デジタル田園都市国家構想については、新しい資本主義の主役は地方であると述べ、4兆4千億円を投入して、地域の課題をデジタルの力で解決するとし、デジタルによる地域活性化を進め、地方から国全体へ、ボトムアップの成長を実現するとした。具体的には、海底ケーブルで日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を大規模データセンターなどと組み合わせ、どこでも高速大容量のデジタルサービスを使用可能とし、自動配送やドローン宅配、遠隔医療や教育、防災、リモートワークやスマート農業などのサービスを実装すると述べた。デジタル庁の機能を強化し、デジタル臨時行政調査会で、デジタル社会変革の青写真を描くなど、規制や制度、行政の横断的な見直しを一気に進めるプランを取りまとめる方針を明らかにした。マイナンバーカードは、デジタル社会の「パスポート」、社会全体のデジタル化を進める最重要インフラであると強調し、健康保険証や運転免許証との一体化などによる利便性向上や、ワクチン接種証明のための利用に言及した。

気候変動問題については、これを新たな市場を生む成長分野へと転換すると述べ、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の46%排出削減の実現に向け、再エネ最大限導入のための規制の見直しやクリーンエネルギー分野への大胆な投資を進めるとした。あらゆる分野で電化が必要であるとして、送配電網のバージョンアップや蓄電池の導入拡大などの投資促進、火力発電のゼロエミッション化に向けた燃料転換を進めるとし、エネルギー需給両面を一体的に捉え、クリーンエネルギー戦略を策定する考えを示した。

経済安全保障については、喫緊の課題であるとして、サプライチェーンの強靱化^{じん}や基幹インフラの信頼性確保、また、半導体国内立地推進のための法案を提出する考えを示すとともに、人工知能・

量子・ライフサイエンス・宇宙・海洋などの分野における研究開発投資を後押しするとした。また、経済安全保障の確立のみならず、民間投資を呼び込み、経済成長も実現すると述べた。

「新しい資本主義の下での分配」については、人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」であるとした上で、成長の果実を分配することにより消費を喚起し、次の成長につなげることが、持続可能な経済、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現する要であると強調し、まず、国が率先して、看護・介護・保育・幼児教育などの分野における給与を引き上げ、その上で、民間企業の賃上げ支援のための環境を整備するとした。給与を引き上げた企業には、税額控除率を引き上げ、赤字でも賃上げする中小企業には、補助金の補助率を引き上げる特別枠を設けるとともに、下請取引の適正化や大企業と中小企業の共存共栄を図ることにより、賃上げに向けた環境を整えたとした。

続いて、付加価値を創出し、経済的豊かさや力強さをもたらす原動力は「人」として、3年間で4千億円規模の施策パッケージを創設し、学び直しや職業訓練の支援、再就職や正社員化、ステップアップを進めるとした。また、人材投資の「見える化」を図るために、非財務情報開示を推進する方針を示した。さらに、「若者世代・子育て家庭」の大幅な所得引上げを目指すとして、「人への分配」に加え、「男女が希望通り働ける社会づくり」、「社会保障による負担増の抑制」がカギであるとして、女性の就労を制約している制度の見直しや勤労者皆保険の実現、子育て支援、家庭介護の負担軽減、若者・子育て世帯の負担増抑制のための改革、さらに、こども中心の行政を確立するための新たな行政組織の設置に取り組むとした。そして、このような政策により、分厚い中間層を取り戻すと述べ、新しい資本主義実現会議の場で、全体のグランドデザインと、その実行計画を取りまとめる方針を示した。

「外交・安全保障」については、「新しい資本主義」の前提は、国民の安全・安心、我が国の国益を守る外交・安全保障であると述べ、早期に訪米し、バイデン大統領と会談し、日米同盟の抑止力・対処力を強化するとした。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、志を同じくする国々と連携、協力するとし、また、国際的な人権問題にも取り組む考えを示した。普天間飛行場の辺野古移設及び全面返還を進め、沖縄の基地負担軽減に取り組むと述べた。

我が国を取り巻く安全保障環境はこれまで以上に急速に厳しさを増しているとして、経済安全保障、宇宙やサイバーなどの新しい領域、ミサイル技術の著しい向上や島嶼防衛などの課題に対処するため、敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を検討し、防衛力を抜本的に強化すると述べ、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱及び中期防衛力整備計画を策定する方針を明らかにした。「核兵器のない世界」に向けて現実的な取組を進めるとし、令和4年1月の核兵器不拡散条約運用検討会議の成功のため、積極的な役割を果たす考えを示した。環太平洋パートナーシップ（TPP）の着実な実施と拡大や、信頼性ある自由なデータ流通「DFFT」の実現に向けた国際的なルールづくりを通じ、自由で公正な経済秩序を構築し、世界経済の回復、新たな成長を後押しするとした。

近隣諸国との関係では、北朝鮮について、拉致被害者の帰国に取り組み、金正恩委員長と直接向き合い、諸懸案の包括的解決と国交正常化の実現を目指すとして述べた。中国とは、主張すべきは主張するとともに共通の課題には協力し、建設的かつ安定的な関係を構築するとした。ロシアとは、領土問題の解決及び平和条約締結の方針の下、日露関係全体の発展を目指し、韓国には、引き続き適切な対応を求めるとした。

「災害対応」については、防災・減災、国土強靱化を強化するとして、熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、盛土規制の範囲を広げる法整備を進めるとし、軽石被害へも対応するとともに、東日本大震災からの復興に全力で取り組み、国際教育研究拠点が福島復興のみならず、我が国の科学技術力・産業競争力の強化につながる法整備を行う考えを示した。

「憲法改正」については、国会での積極的な議論が重要であり、並行して、国民理解の更なる深

化が大事であると述べ、国会議員が広く国民の議論を喚起しようと呼び掛けた。

おわりに、国の礎は「人」と述べ、愛媛県松山市の県立高校において、電子黒板とタブレットを使用した模擬授業で操作を教えてもらったエピソードに言及し、生徒が自分から行動する姿に、日本の未来を切り拓く「人」の可能性を強く感じたとして述べた。さらに、全国各地で、様々な分野において、未来を切り拓こうとする多くの「人」に出会ったとして、我が国の未来は、現在を生きる我々の決断と行動によって決まると強調し、共に、次の世代への責任を果たし、世界に誇れる日本の未来を切り拓いていこうと結んだ。

これに対する代表質問は、12月8日及び9日の両日行われ、新型コロナウイルス感染症関連では、オミクロン株に対する水際対策の適否、ワクチンの3回目接種、ワクチンの開発・製造、医療提供体制や宿泊療養施設の確保、無料の検査体制、生活困窮者等への給付金や経営が困難な事業者への支援金などが、また、岸田内閣総理大臣が掲げる「新しい資本主義」や「デジタル田園都市国家構想」、18歳以下への10万円相当の給付の支給の在り方などの経済対策、経済安全保障、さらに、外国における人権侵害への制裁を可能とする日本版マグニツキー法の制定、米国との同盟や中国との関係、敵基地攻撃能力の保有など防衛力強化、核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加、辺野古新基地建設問題、気候変動、選択的夫婦別氏（いわゆる夫婦別姓）、憲法改正、国会議員の文書通信交通滞在費の支給の在り方などが議論された。

参議院においては、12月9日及び10日に代表質問が行われた。

令和3年度補正予算審議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来を切り拓く「新しい資本主義の起動」、防災・減災、国土強靱化の推進など安全安心の確保等、新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り拓くことで、国民に安心と希望を届けることを目的とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の実行等を目的とする令和3年度補正予算は、12月10日に予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、同委員会の審査を経て、同月15日の本会議で可決され、同月20日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第3-14予算委員会（301ページ）参照】**

成立した議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が2件、議員提出法律案が2件であった。内閣提出法律案は、令和3年度補正予算により増額された同年度分の交付税について、普通交付税の増額交付及び特別交付税の増額交付を行った上で、交付税特別会計借入金の償還及び公庫債権金利変動準備金の活用の取りやめを行い、残余の額を令和4年度分として交付すべき交付税に加算する措置を講ずる「地方交付税法等改正案」、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等の措置を講ずる「5G法及びNEDO法改正案」、議員提出法律案は、令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、同給付金について、差押えを禁止する等の措置を講ずる「子育て世帯等臨時特別給付金差押禁止法案」（内閣委員長提出）、令和4年1月から7月までの間、議長、副議長及び議員の歳費の月額を2割削減する「国会議員歳費法改正案」（議院運営委員長提出）である。

会期末

会期終了日の12月21日、本会議において、閉会中審査の手続等が行われ、第207回国会は閉会した。

第207回国会閉会后

12月22日、農林水産委員会において、農林水産関係の基本施策に関する件について質疑が行われた後、令和4年度畜産物価格等に関する件について、決議が行われた。

令和4年1月7日、議院運営委員会において、山際国務大臣から、広島県、山口県及び沖縄県を対象に、1月9日から同月31日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施する旨の報告を聴取した後、委員から発言があった。

コラム「日本水準原点」



日本水準原点は、菊花紋章が施された扉の向こうに収められています



日本水準原点標庫



「水準原点」の文字



「大日本帝国」の文字

国会議事堂に隣接する国会前庭（北地区）構内には、日本水準原点があります。

明治24年（1891年）、陸軍参謀本部陸地測量部（国土地理院の前身）のあったこの地に設置されました。以後、130年にもわたり、日本の統一された標高を決定するための基準として、測量の現場を支えています。

水準原点は、地下約10mからコンクリートとレンガで固めた基礎、花崗岩の台石、目盛りを刻んだ水晶板で構成されています。設置当初、目盛りのゼロの高さは、東京湾平均海面上24.500mとされていました。その後、大正12年（1923年）の関東大震災、平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震による地殻変動を受け、現在の高さは24.3900mとなっています。

水準原点を保護する日本水準原点標庫は、ドーリス式ローマ神殿形式の古典的建築で、明治期の近代洋風建築を今に伝える貴重な施設です。また、壁面には、「大日本帝国」「水準原点」の文字が古い字体で刻まれています。

「近代測量150年」の節目の令和元年（2019年）には、古典様式の記念碑的建築であり、近代測量史上価値が高いとして、国の重要文化財（建造物）に指定されました。

水準原点は毎年、「測量の日」（6月3日）に先立ち、1年に一度5月下旬頃に一般公開しています（令和3年度は中止となりました）。

（参考文献：国土地理院HP、「世界大百科事典」平凡社）

(2) 税制関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 令和3年度税制改正の焦点

国税に係る令和3年度税制改正に当たっては、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会の構築に向けたデジタルトランスフォーメーションの取組の推進や、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた企業への支援策などが焦点となった。

(イ) 令和2年上半年期における新型コロナウイルス感染症の感染拡大と政府の対応

我が国では、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認された後、3月下旬以降、都市部を中心に感染が急速に拡大し、4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象区域として発出され、同月16日には対象区域が全都道府県に拡大された（5月25日、全区域で解除）。

こうした感染拡大による経済活動の急速な縮小により、日本経済は甚大な影響を受けた。これに対し政府は、4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度補正予算（第1次補正予算）案を閣議決定し（同月20日に変更の閣議決定、同月30日に成立）、5月27日には第2次補正予算案を閣議決定した（6月12日成立）。

税制上の措置については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例を設けるなどの措置が示され、同措置が盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が4月30日に成立した。

(ウ) 菅内閣の発足と基本方針

令和2年8月28日、安倍内閣総理大臣（当時）が自身の健康上の問題から、内閣総理大臣の職を辞することを表明し、9月16日、国会において内閣総理大臣の指名が行われ、同日、菅内閣が発足した。菅内閣総理大臣は、就任後初の所信表明演説（10月26日）において、新型コロナウイルス感染症対策とともに、デジタル化を始めとした大胆な規制改革の実現によるウィズコロナ・ポストコロナの新たな社会の構築や、グリーン社会の実現等に取り組む方針を明らかにした。具体的には、行政のデジタル化を進めるためのデジタル庁の設立や行政への申請等における押印廃止、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指した革新的イノベーションの促進などが示された。

(エ) 法律案提出に至る経緯

令和2年11月10日、菅内閣総理大臣より、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確実なものとし民需主導の成長軌道に戻していくため、新たな経済対策を策定するとともに、第3次補正予算を編成する旨が指示された。これを受け、12月8日、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が閣議決定された。同対策では、デジタル改革・グリーン社

会の実現、経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上等に係る税制上の措置について、令和3年度税制改正で検討し、結論を得る旨が示された。

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和2年12月10日、「令和3年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）（以下「令和3年度与党大綱」という。）が決定された。

この中では、企業のデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置のほか、国際金融都市に向けた措置、住宅ローン控除等に関する税制改正の具体的内容が示された。

令和3年度与党大綱に示された内容のうち、令和3年度税制改正において措置するものについては、令和2年12月21日、「令和3年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和3年1月26日、**所得税法等の一部を改正する法律案**（以下「**所得税法等改正案**」という。）は国会に提出された。

イ 関連議案の概要

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設、住宅ローン控除制度の特例の延長等を行うもの

ウ 審議経過

所得税法等改正案は、令和3年1月26日に提出され、2月9日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月16日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月24日から質疑に入り、3月2日には、菅内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、附帯決議が付された。

同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月26日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用要件の内容及び判断を行う主体
- ② 脱炭素社会における自動車に係る税制の在り方
- ③ 賃上げ及び投資促進税制並びに所得拡大促進税制の要件見直しの内容、目的及び意義
- ④ 住宅ローン控除制度の特例の延長及び住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の拡大の目的
- ⑤ 国際金融センターを日本に誘致し、アジアにおけるイニシアティブを取っていく必要性
- ⑥ 電子帳簿等保存制度の見直しに関し訂正履歴のトレーサビリティを担保するためのコスト負担に対して政府が一定の支援を行う必要性
- ⑦ 所得・資産格差の拡大に対する懸念及び本法律案における所得税の累進性の強化や金融所得課税の強化などの項目の有無

(3) 医療保険関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

我が国では、少子高齢化が進展し、令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者（後期高齢者）となり始める。そのため、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築することが課題とされている。

令和元年9月、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うため、政府は、「全世代型社会保障検討会議」を開催した。同会議は同年12月19日に中間報告を取りまとめ、医療について、一定所得以上の後期高齢者（現役並み所得者は除く。）の医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の者については1割とする等の方向性に基づき、最終報告に向けて検討を進めるとした。同会議の最終報告の取りまとめは、当初、令和2年夏の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い審議が一時中断されたことを踏まえ、同年末に延期され、同年6月25日に第2次中間報告が取りまとめられた。その後、与党の意見も踏まえ、同年12月14日に最終報告として「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、翌15日に閣議決定された。

同方針では、後期高齢者の窓口負担割合について、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の者に限って2割とし、それ以外の者は1割とすること等が示された。なお、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会においても、全世代型社会保障検討会議の議論と並行して、後期高齢者の窓口負担割合の在り方のほか、傷病手当金、育児休業中の保険料免除、国民健康保険制度の取組強化等の議論が行われ、同月23日に「議論の整理」が取りまとめられた。

こうした状況を踏まえ、令和3年2月5日、政府は、**全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**（以下「**内閣提出法律案**」という。）を国会に提出した。

また、同年4月7日、立民は、内閣提出法律案の対案として、**高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出）**（以下「**立民提出法律案**」という。）を提出した。

イ 関連議案の概要

（ア）全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合の2割への見直し、傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し、子供に係る国民健康保険料の減額措置の導入等の措置を講ずるもの

（イ）高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出）

現役世代の負担の軽減が図られるよう、当分の間、後期高齢者負担率に特別調整率を加える

特例を設けるとともに、保険料の賦課限度額を引き上げる特例、国が中・低所得者の保険料減額費用を負担する措置等を講ずるもの

ウ 審議経過

内閣提出法律案は、第204回国会の令和3年2月5日に、立民提出法律案は、4月7日に、それぞれ提出された。両法律案は、翌8日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌9日、両法律案について趣旨の説明を聴取し、同月14日から質疑に入り、同月20日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月23日には菅内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。5月7日、内閣提出法律案について質疑の終局、討論の省略、直ちに採決することを求める動議が提出、可決され、次いで、採決を行った結果、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月11日の本会議において、内閣提出法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月4日の本会議で可決され、成立した。

なお、立民提出法律案は、継続審査に付されたが、第205回国会の10月14日の衆議院の解散により審査未了となった。

エ 主な質疑事項

- ① コロナ禍において窓口負担割合を引き上げることの是非
- ② 内閣提出法律案における窓口負担割合2割への引上げにより受診抑制が生じる懸念及び受診抑制による健康への影響の有無を調査する必要性
- ③ 内閣提出法律案において窓口負担割合2割となる後期高齢者の年収基準を200万円以上とした理由及び基準額を政令で定めることの妥当性
- ④ 内閣提出法律案における窓口負担割合の見直しに係る配慮措置の申請を行わない者が生じる懸念
- ⑤ 立民提出法律案において想定している引上げ後の保険料賦課限度額及びその所得層
- ⑥ 立民提出法律案における公費負担増が将来世代の負担増につながる懸念
- ⑦ 保険料の応能負担原則を重視する必要性
- ⑧ 内閣提出法律案における子供に係る国民健康保険料の均等割額の減額措置を拡充する必要性

(4) デジタル改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) これまでのデジタル化への取組

世界的規模で生じているIT革命に適確に対応することが喫緊の課題であるとの認識の下、平成12年11月、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）が成立した。

IT基本法は、インターネット等の高度情報通信ネットワークを整備し、国民が容易にかつ主体的に利用する機会を有することで、産業の国際競争力の強化、就業の機会の創出、国民の利便性の向上といった、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展がなされるとの考えの下、インフラ整備に重点を置いた施策を推進するものであった。

政府は「e-Japan戦略」（平成13年1月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）以降、まずインフラ整備とIT利活用を推進し、その後、データ利活用とデジタル・ガバメントを新たな柱として社会全体のデジタル化に取り組んできた。

一方、利用者目線に欠ける行政システムの利便性の低さ、縦割り行政による重複投資、多様なデータ流通が増大する中での個人情報の保護等の問題も指摘されていた。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行による影響

令和2年、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになった。緊急経済対策の一環として国民に対し一律10万円の特別定額給付金の給付が行われたが、マイナンバーカード（個人番号カード）を使用したオンライン申請は入力ミス、暗証番号の誤入力等の混乱を招き、迅速な給付に支障を来すこととなった。人と人との接触を避ける等の感染症対策を行うに際しても、①オンライン申請の不具合のため窓口が混雑する、②テレワーク、オンライン診療、オンライン教育等の環境が整っていない、③押印のために出勤する必要があるなどの事態が生じた。また、個人情報保護制度が官民で統一されていないことや社会の基本データの活用基盤が不十分であることなどにより、データの利活用が進まず、感染症対策に資するサービスの提供が妨げられる等の事例も見られた。

こうした状況を受け、同年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、密閉・密集・密接^{じん}を避ける等の感染症対策を日常生活に取り入れた新たな生活様式に対応したデジタル強靱化社会の実現が必要であるとされた。また、IT基本法の全面的な見直しを行うことで、今後のデジタル化推進のための新たな基本理念や方針を規定するとともに、政府全体に横串を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図ることとされた。

同月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針2020）においては、デジタル・ガバメントの構築は最優先政策課題として位置付けられた。その上で、①内閣官房に民間専門家と関係府省庁を含む新たな司令塔機能を構築すること、②マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方等について抜本的な改善を図るための工程を具体化すること、③関係法令の改正を含めたIT基本法の全面的な見直しを行うこと等が示された。

(ウ) デジタル改革関連法案に関する検討

a デジタル社会の実現・デジタル庁設置に向けた検討

令和2年9月、全国務大臣等で構成される「デジタル改革関係閣僚会議」が開催された。同会議において、菅内閣総理大臣は、①行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁を創設すること、②国及び地方公共団体のシステムの統一・標準化を行うこと、③マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続のオンライン化を行うこと、④民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うこと等、国民が当たり前前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会を構築していく考えを示した。

同年10月、「デジタル・ガバメント閣僚会議」の下に「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」及び「データ戦略タスクフォース」が設置された。

同年12月、「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」における検討結果を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定された。同基本方針では、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めること、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等が示された。また、デジタル庁の業務として、全国規模のクラウド移行に向けて、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関する企画と総合調整を行うこととされた。

「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（令和2年12月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）では、社会の基本データ（個人、法人、土地、建物、資格等に関するデータ）の標準化、ベース・レジストリとしての整備、取扱いルール等のデータ活用基盤構築に向けたデータ戦略の必要性や、データ戦略におけるデジタル庁の役割等が示された。

b 個人情報保護制度の見直し

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）は、平成27年改正法附則において、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、その在り方について検討することとされていた。これに基づき、令和元年12月、内閣官房に「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が設置された。

令和2年12月に「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」は、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」を取りまとめた。同取りまとめにおいて、個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の3法を統合して1本の法律とし、独立した規制機関である個人情報保護委員会に一元的に所管させることを前提にした制度設計を行うことが提言された。また、地方公共団体等の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定することで、個人情報保護とデータ流通との両立を図るとの考え方が示された。

c マイナンバーを活用した情報連携の拡大等

平成28年から利用が開始されたマイナンバー（個人番号）は、その利用範囲が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）により社会保障・税・災害の3分野の事務に限定されている。令和2年12月、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」は、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」を取りまとめた。同取りまとめにおいて、マイナンバー制度について、上記3分野以外における情報連携やプッシュ型通知（利用者にとって必要な情報が必要なタイミングで案内される通知）の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本の見直し等が示された。同取りまとめは、同月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に「国・地方デジタル化指針」として盛り込まれた。

d マイナンバーカードの利便性の向上、発行・運営体制の強化

マイナンバーカードは、平成28年から交付が開始されていたが、取得のメリットを実感しづらいこと等もあり、カード取得者が増えない（令和3年2月1日時点での人口に対する交付枚数率は25%程度）という状況が続いていた。

「国・地方デジタル化指針」においては、デジタル政府・デジタル社会を支えるインフラとして、マイナンバーカード等の重要性がますます高まるとして、①マイナンバーカードの発行等の運用を担う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の体制強化、②マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載、③郵便局における電子証明書の発行など、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化が必要であるとされた。

e 押印・書面の交付等を求める手続の見直し

押印や書面の交付が義務付けられていることによる負担を軽減するため、押印の見直し（平成9年）や商取引における書面規制の見直し（平成12年）は過去にも行われてきたが、こうした動きは、新型コロナウイルス感染症の流行によって加速化した。規制改革推進会議は、新たな生活様式に向けた規制改革についても検討を行うこととし、令和2年12月、「当面の規制改革の実施事項」を取りまとめ、押印・書面の見直しに係る一括法案を提出する方針を示した。

f 預貯金口座とマイナンバーの連携

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、政府は、国民が自らの判断で、公金受取のための口座登録と、保有する口座へのマイナンバー付番の同意を行うことにより、様々な給付金を簡単な手続で受け取れるようにするとともに、災害時・相続時に、通帳を紛失したり口座が分からなくなったりした場合でも、口座の所在を確認できるようにする考えを示した。

「国・地方デジタル化指針」においても、突発的な給付金支給事務が発生した場合にマイナンバーを利用できるようにすること及びマイナンバー付き公金受取口座の登録・利用に関する法案、並びに預貯金付番を円滑に進めること（相続・災害時のサービスを含む。）に関する法案を提出する方針が示された。

(エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和3年2月9日、①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（以下①～⑤を「デジタル改革関連5法案」という。）が閣議決定され、同日、衆議院に提出された。

なお、④は、令和2年6月8日、自民、公明及び維新から提出され継続審査となっていた、給付名簿の作成やその名簿情報の管理にマイナンバーを活用するための、特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、第201回国会衆法第19号）の内容の一部を含むものであった。

イ 関連議案の概要

(ア) デジタル社会形成基本法案（内閣提出）

デジタル社会の形成により我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるもの

(イ) デジタル庁設置法案（内閣提出）

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、関係行政機関の長に対する勧告権等の総合調整機能を有するデジタル庁を内閣に設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもの

(ウ) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護法制の一元化、マイナンバーを活用した情報連携の拡大、マイナンバーカードの利便性の向上、押印・書面の交付等を求める手続の見直し等の整備を行うもの

(エ) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、預貯金口座をあらかじめ登録できることとするとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理できることとするもの

(オ) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出）

行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーによる預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設するもの

ウ 審議経過

デジタル改革関連5法案は、令和3年2月9日に提出され、3月9日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌10日、特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案の撤回を許可するとともに、デジタル改革関連5法案を一括して議題とし、平井国務大臣から順次趣旨の説明を聴取した後、同月12日から質疑に入った。同月18日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月24日に総務委員会との連合審査会を開会し、同月31日には菅内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、4月2日、質疑を終局した。

質疑終局後、デジタル社会形成基本法案に対し、自民、立民及び公明の共同提案による修正案、自民、公明及び維新の共同提案による修正案並びに立民の提案による修正案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に対し、立民の提案による修正案、並びに、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対し、維新及び国民の共同提案による修正案が、それぞれ提出され、各修正案の趣旨の説明を聴取した。

次いで、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、デジタル社会形成基本法案については、立民の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、自民、立民及び公明の共同提案による修正案、自民、公明及び維新の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は、修正議決すべきものと議決された。

デジタル庁設置法案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案については、立民の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案については、維新及び国民の共同提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、デジタル改革関連5法案に対し附帯決議が付された。

4月6日の本会議において、デジタル社会形成基本法案は修正議決、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月12日の本会議で可決され、成立した。

(修正の内容)

デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めるとともに、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加すること等。

エ 主な質疑事項

(ア) デジタル社会形成基本法案（内閣提出）

- ①誰一人取り残さないデジタル社会の形成において行政機関が講ずべき支援策
- ②地方公共団体独自のサービス等のためのシステムが、情報システムの標準化や共同化等により使用できなくなることへの対応

(イ) デジタル庁設置法案（内閣提出）

- ①デジタル庁を行政の縦割りを打破する司令塔とするために講じられる仕組み
- ②デジタル庁における民間人材の活用と情報管理の在り方

(ウ) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

- ①地方公共団体が個人情報保護条例を制定することの想定の有無
- ②国民が安心して暮らせる社会が実現するよう契約書面の電子化を慎重に進める必要性

(エ) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出）

- ①緊急時の公的給付の支給の迅速化の在り方及び支給時におけるマイナンバーの活用方法
- ②公的給付支給等口座について既存の事務において口座情報を取得している行政機関と連携する必要性

(オ) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出）

- ①本法律案による国民のメリット及び預貯金口座へのマイナンバーの付番が進む可能性
- ②預金保険機構を通じた口座の確認により預金保険機構に口座情報が集まる可能性

オ その他の主なデジタル改革関連法律案

第204回国会には、デジタル改革関連5法案のほか、デジタル改革に関連して以下の法律案が提出され、成立している。

【第204回国会】

法律案	概要	提出	成立
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（内閣提出第31号）（修正）	地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めるもの （衆議院における修正の内容） 法律の施行後5年を経過した場合の検討条項を加えた。	2. 9	5. 12

【第205回国会、第206回国会及び第207回国会】

成立した関連法案なし

(5) 地球温暖化対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言

平成27（2015）年に採択されたパリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、菅内閣総理大臣は、令和2（2020）年10月26日に行われた所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との方針を示した。

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、我が国の地球温暖化対策の中心的な役割を担う地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にこうした観点^{けん}を位置付け、同法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することなどを明確にし、あらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促進することが期待されるようになった。

(イ) 2050年カーボンニュートラルに向けた地域及び企業の動き

地域では「2050年までのCO₂排出量実質ゼロ」を目指す自治体である「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しており、また、企業においても、環境、社会、企業統治を重視するESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など、「脱炭素経営」の取組が広がりつつある。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域や企業の取組をより一層進めていくことが必要とされるが、地域の脱炭素化を進めていくために重要な再生可能エネルギー事業については、施設設置をめぐる景観悪化などの地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成が課題となってきた。また、企業においても、その温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を進めることが求められているが、温室効果ガス算定排出量報告制度は、現状では紙媒体中心の報告であり、報告から公表まで約2年を要していることなどの課題が指摘されていた。

(ウ) 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会における検討

こうした中、環境省は、地球温暖化対策の推進に関する制度検討会において、今後の地球温暖化対策に関する法制上の措置を始めとする制度的対応の在り方について検討を行い、令和2（2020）年12月に取りまとめが行われた。

同取りまとめは、①パリ協定の目標や脱炭素社会の実現などを法律に位置付けるとともに、2050年カーボンニュートラルを法律に位置付けることを検討すること、②再生可能エネルギーを活用した脱炭素化プロジェクトの促進検討区域、地域の環境保全への配慮事項等を新たに地方公共団体実行計画に位置付けるとともに、これらの事項に適合した事業を市町村が認定することができることとし、認定事業について許認可手続等の一本化などの支援を行うこと、③事業者による温室効果ガス排出量の報告は、電子システムによることを原則とし、また、事業所等の情報について開示請求の手続なく公表されるものとすることを求めた。

(エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和3（2021）年3月2日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等を地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念として新たに定めるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量報告制度について電子システムによる報告を公表する仕組みとする見直し等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、令和3（2021）年3月2日に提出され、4月15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、環境委員会に付託された。

同委員会においては、翌16日、小泉環境大臣から趣旨の説明を聴取し、同月20日から質疑に入り、同月23日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。

同日、立民から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同月27日に質疑を終局した。

質疑終局後、修正案について内閣の意見を聴取した後、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本案に対し、附帯決議が付された。

同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月26日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

- ①ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化の取組の実効性向上に向けた今後の施策の展開
- ②都道府県や市町村に意欲的な再生可能エネルギーの導入目標の設定を促すための方策
- ③地域の脱炭素化促進区域の設定に向けた市町村への支援策及び認定事業への支援策
- ④環境や生態系の保全を優先する保全地区を設定する必要性
- ⑤トップダウンで再生可能エネルギーの導入が一方的に進むことがないよう住民合意を得るために様々な工夫を凝らす必要性
- ⑥中小企業も含めた企業の脱炭素経営の促進に向けた取組
- ⑦市民参画の仕組みとして気候変動対策を討議する会議を法律に位置付ける必要性
- ⑧脱炭素社会の実現に向けて国民と民間企業の行動変容を促すための具体的な取組
- ⑨気候変動対策について環境教育として実践すべき事項
- ⑩過度な国民負担を避けつつ技術革新などに資するカーボンプライシングの必要性

(6) 新型コロナウイルス感染症対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立

平成9年、香港において高病原性の鳥インフルエンザA(H5N1)が発生し、ヒトへの感染事例が初めて確認された。その後も鳥インフルエンザA(H5N1)のヒトへの感染事例は東南アジア等で散発的に発生しているが、そのウイルスは基本的に鳥から鳥に感染するものであるため、大規模な流行には至っていない。しかし、ウイルスがヒトからヒトに効率よく感染するように変異して重篤化の可能性が高い感染症が流行した場合、多くの人命が失われるおそれがあり、また、社会全体の混乱も懸念されている。

平成21年に発生した新型のインフルエンザA(H1N1)は日本国内でも流行したが、これによる健康被害は比較的軽微なものであった。しかし、重篤化の可能性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して必要な法制を整えることが喫緊の課題とされ、平成24年の第180回国会(常会)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が成立した。特措法は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症」を対象とし、政府行動計画の策定等の体制整備、発生時の措置、新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について定めている。なお、インフルエンザA(H1N1)は平成23年3月31日に、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなったことが厚生労働大臣から公表され、それ以降は通常の季節性インフルエンザとして取り扱われている。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の発生～令和2年における対応

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の発生が相次ぎ、令和2年1月14日、世界保健機関(WHO)はこの肺炎について、新型のコロナウイルスが検出されたことを確認したと明らかにした。また、日本国内においては、翌15日に初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

新型コロナウイルス感染症は、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザに比して相当程度高く、また、感染経路が特定できない症例が多数に上っていることなどから、感染拡大を防止するための強力な措置が求められていた。しかし、同感染症は感染症法に基づく「指定感染症」に指定されていたため特措法が適用されず、同法に基づく休業要請等の措置を講ずることはできなかった。そのため、同年3月、第201回国会(常会)において、新型コロナウイルス感染症を特措法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置の実施を可能とする特措法の改正が行われた。

同年4月7日、安倍内閣総理大臣(当時)は、緊急事態措置を実施すべき期間を5月6日まで、緊急事態措置区域を7都府県とする「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を行い、各知事により、住民に対する外出自粛の協力要請や事業者に対する休業も含めた施設の使用制限等の要請・指示及び公表等の措置が実施された。その後、各都道府県における感染状況等を

踏まえ、4月16日に緊急事態措置区域が全国に拡大され、5月4日に緊急事態措置を実施すべき期間が同月31日まで延長された。

また、経済が感染症拡大の影響を受け、厳しい状況にある中、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同月20日変更の閣議決定）を取りまとめるとともに、中小企業等に対し最大200万円を支給する持続化給付金や、国民1人につき10万円を支給する特別定額給付金を創設する等の措置が実施された。

その後、感染の状況等を総合的に勘案して、段階的に対象区域が縮小され、5月25日、安倍内閣総理大臣（当時）は「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」を行い、緊急事態宣言は全て解除された。

事業者に対する休業要請を始めとする一連の感染拡大防止措置等は、経済に甚大な影響を与え、感染拡大防止策と社会経済活動の両立を持続させることの重要性が認識され、消費喚起策である「Go To キャンペーン」等が適宜実施された。しかしながら、7月から8月にかけて、東京や大阪など一部の地域で感染が拡大し、東京都では8月3日から9月15日まで、大阪府では8月6日から20日までの間、一部地域の飲食店等に対し営業時間の短縮を要請した。国内の新規感染者報告数は8月半ば以降減少に転じたものの、10月末以降は増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。

特措法に基づく緊急事態措置に対しては、休業要請や指示を行ったにもかかわらず営業を継続する事業者も見られたことから、同法に補償を明確に位置付けたり、罰則の規定を設けたりするなど、実効性を担保する法的措置を求める声があった。こうした中、12月2日、緊急事態措置の実効性を高めるため、施設の使用制限等に係る要請等に応じた者に対する給付金の支給等を内容とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案」（今井雅人君外7名提出、第203回国会衆法第8号）が立民、共産及び国民から共同提出されたが、継続審査となった。

（ウ）新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の検討

令和3年1月を迎えても依然として新規感染者数が高い水準で推移し、重症者数も増加を続ける中、同月2日、埼玉、千葉、東京及び神奈川の各知事は感染状況や医療提供体制等を踏まえ、政府に緊急事態宣言の発出を速やかに検討するよう政府に要請した。

同月4日、菅内閣総理大臣は記者会見において、緊急事態宣言の検討に入るとともに、より実効的な対策を採るために、特措法の改正案を同年の第204回国会（常会）に提出する考えを示し、翌5日より新型コロナウイルス感染拡大に対応する政府・与野党連絡協議会が開催され、論点の整理が進められた。

また同月7日、菅内閣総理大臣は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を4都県（同月13日に11都府県に拡大）に行い、同区域においては、外出の自粛の協力要請が行われたほか、経路不明の感染原因の多くは飲食によるものとの専門家の指摘を踏まえ、飲食店等に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行う等の措置が実施された。

(エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和3年1月22日、**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案**が閣議決定され、同日、衆議院に提出された。

イ 関連議案の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案は、令和3年1月22日に提出され、同月29日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同日、西村国務大臣から趣旨の説明を聴取し、質疑に入り、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。さらに、2月1日、厚生労働委員会との連合審査会を開会し、質疑を終局した。

質疑終局後、自民、立民、公明及び維新の4会派共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論を行い、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月3日の本会議で可決され、成立した。

(修正の内容)

緊急事態宣言時及びまん延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額、入院の措置等に係る罰則、積極的疫学調査に係る罰則、医療関係者等に対する協力の要請に係る規定等の修正。

エ 主な質疑事項

- ①まん延防止等重点措置の公示に当たり、事前に国会報告を行う必要性
- ②まん延防止等重点措置として行える措置の範囲
- ③営業時間短縮の要請に応じないことが認められる「正当な理由」の具体例
- ④営業時間短縮等の要請に応じた事業者に対し、事業規模に応じた支援を行う必要性
- ⑤緊急事態宣言の発出、解除、G o T o 事業の実施等について、その判断の是非や効果・影響等を客観的、科学的に検証し、その結果を公表する必要性

⑥入院拒否等に対する過料が適用されない場合の具体例

⑦積極的疫学調査の拒否等が認められる「正当な理由」の具体例

オ その他の主な新型コロナウイルス感染症対策関連法律案

第204回国会及び第207回国会には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連して主に以下の法律案が提出され、成立している。

【第204回国会】

法律案	概要	提出	成立
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	法律案において「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）の一部を改正し、住宅ローン控除制度の特例（控除期間13年間の特例）の延長等を行うもの	1. 26	3. 26
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行等の業務範囲規制等の緩和、海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備、事業の抜本的な見直しを行う地域銀行等に対する資金交付制度の創設等を行うもの	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行等の業務範囲規制等の緩和、海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備、事業の抜本的な見直しを行う地域銀行等に対する資金交付制度の創設等を行うもの	3. 5	5. 19
令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第12号）	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給される令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金について、その対象者自らが受け取ることができるよう差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	4. 9	4. 21
特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第32号）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、宿泊施設や自宅等で療養する者等の投票が困難となっている現状に鑑み、これらの者を特定患者等と定義し、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるもの	6. 3	6. 15

【第205回国会及び第206回国会】

成立した関連法案なし

【第207回国会】

法律案	概要	提出	成立
令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第7号）	令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金を使用することができるようにするため、令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	12. 15	12. 20

(7) 憲法改正手続関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 平成28年の公職選挙法改正と憲法改正国民投票法改正案の提出

「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号。以下「憲法改正国民投票法」という。）と「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）は、国民投票と選挙の性格の違いから制度上異なる部分はあるものの、少なくとも投開票手続に関する規定については共通している。

平成28年に公職選挙法が数度にわたって改正され、選挙における投票環境の向上のための法整備がなされたことを受けて、国民投票においても同様の法整備を行うため、第196回国会、平成30年6月27日、自民、公明、維新及び希望は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外7名提出（成立時は逢沢一郎君外5名提出））（以下「憲法改正国民投票法改正案」という。）を国会に提出した。

(イ) 憲法改正国民投票法改正案の提出後の経緯

① 国民投票運動のための広告放送等に関する議論

憲法改正国民投票法と公職選挙法は、投開票手続に関する規定について共通しているものの、国民投票と選挙の性格の違いから「国民投票運動」と「選挙運動」に対する規制には大きな違いがあり、様々な規制が加えられている「選挙運動」とは異なり、「国民投票運動」は原則自由とされている。その上で、国民投票運動のための広告放送については、扇情的な影響力などの放送メディアの特徴に着目して、例外的に投票日前2週間禁止されている。

このような広告放送に係る規制について、近年、国内外の住民投票・国民投票の事例や憲法改正国民投票法制定後のメディア環境の変化を踏まえて、更なる規制が必要ではないかという議論やインターネット広告についても規制を検討するべきではないかという議論がなされるようになった。

こうした状況の中、第198回国会では、令和元年5月9日の憲法審査会において、一般社団法人日本民間放送連盟における国民投票に係る広告放送の自主規制の検討状況について、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。また、同月21日、国民は、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止等を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」（原口一博君外2名提出）を提出した。

② 憲法審査会における自由討議

憲法審査会において、第201回国会では「憲法改正国民投票法を巡る諸問題」について、第203回国会及び第204回国会では「日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題」について自由討議を行い、憲法改正国民投票法改正案の内容や投票環境向上のための令和元年の公職選挙法改正と同様の規定の整備の必要性、広告放送の更なる規制の必要性、インターネット広告やSNS等を用いた国民投票運動の在り方等について議論を行った。

イ 関連議案の概要

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出）

①投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、②在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、③共通投票所制度の創設、④期日前投票制度の見直し、⑤洋上投票の対象の拡大、⑥繰延投票の期日の告示の期限の見直し、⑦投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

憲法改正国民投票法改正案は、第196回国会、平成30年6月27日に提出され、7月2日に憲法審査会に付託され、同月5日、提出者から趣旨の説明を聴取した後、継続審査に付された。第203回国会、令和2年11月26日から質疑に入り、第204回国会、令和3年5月6日に質疑を終局した。

質疑終局後、立民より修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、原案について内閣の意見を聴取した後、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決された。

同月11日、本会議において修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月11日の本会議で可決され、成立した。

以上のほか、憲法審査会において、第201回国会、第203回国会及び第204回国会に自由討議を行った（上記ア（イ）②参照）。

（修正の内容）

国は、この法律の施行後3年を目途に、投票人の投票に係る環境を整備するための事項（天災等の場合において迅速かつ安全な開票を行うための規定の整備、投票立会人の選任の要件の緩和等）並びに国民投票の公平及び公正を確保するための事項（国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、国民投票運動等の資金に係る規制、国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策等）について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする等。

エ 主な質疑・発言事項

- ①期日前投票所の投票時間の弾力化及び繰延投票の期日の告示期限の見直しと投票環境の向上
- ②投票環境向上のための令和元年の公職選挙法改正と同様の規定の整備の必要性
- ③広告放送の更なる規制の必要性
- ④インターネット広告やSNS等を利用した国民投票運動の在り方
- ⑤運動資金の透明化・外国人の寄附規制、インターバル規制（否決案件の一定期間の再発議制限）、投票日当日の運動規制、最低投票率、公務員による国民投票運動等の規制の再検討などの必要性
- ⑥憲法改正国民投票法改正案に対する修正に係る検討条項（上記ウ（修正の内容）参照）の趣旨